

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第29号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>海事職給料表(別表第6)</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、<u>特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)</u>、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)~(5) 略</p>

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基  
づき、次に掲げる級別標準職務表に定める標準的な  
職務の内容を基準として人事委員会規則の定めると  
ころにより、給料表に定める職務の級に分類するも  
のとする。

- (1) 行政職給料表級別標準職務表（別表第7）
- (2) 公安職給料表級別標準職務表（別表第8）
- (3) 教育職給料表級別標準職務表（別表第9）  
ア及びイ 略
- (4) 研究職給料表級別標準職務表（別表第10）
- (5) 医療職給料表級別標準職務表（別表第11）  
ア～ウ 略
- (6) 海事職給料表級別標準職務表（別表第12）

（定時制通信教育手当）

第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程  
（夜間において授業を行うものに限る。以下同  
じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の教頭（定  
時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理す  
る教頭に限る。）、教員（本務として定時制教育又  
は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養  
護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に  
限る。）をいう。）及び人事委員会規則で定める実  
習助手に支給する。

2 定時制通信教育手当の月額を、定時制の課程を置  
く高等学校の職員にあっては2万円、通信制の課程  
を置く高等学校の職員にあっては1万円とする。た  
だし、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に  
あっては、これらの額に勤務時間条例第2条第2項  
から第4項までの規定により定められたその者の勤  
務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得  
た数を乗じて得た額とする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基  
づき、次に掲げる級別標準職務表に定める標準的な  
職務の内容を基準として人事委員会規則の定めると  
ころにより、給料表に定める職務の級に分類するも  
のとする。

- (1) 行政職給料表級別標準職務表（別表第6）
- (2) 公安職給料表級別標準職務表（別表第7）
- (3) 教育職給料表級別標準職務表（別表第8）  
ア及びイ 略
- (4) 研究職給料表級別標準職務表（別表第9）
- (5) 医療職給料表級別標準職務表（別表第10）  
ア～ウ 略

（定時制通信教育手当）

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の  
課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の  
校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員  
（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整  
理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教  
育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教  
諭、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）  
及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下  
同じ。）には、その者の給料月額に100分の10（管  
理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の  
複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100  
分の8を超えない範囲内において人事委員会規則で  
それぞれ定める割合）を乗じて得た額の定時制通信  
教育手当を支給する。

第11条の7 削除

（特地勤務手当等）

第11条の8 生活の著しく不便な地に所在する公署と  
して人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公  
署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当  
を支給する。

第11条の7及び第11条の8 削除

(特地勤務手当に準ずる手当)

第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が生活の不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員等であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて準特地公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)、新たに準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの其他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じ

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員等であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの其他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤

たものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

別表第10 医療職給料表級別標準職務表(第3条関係)

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3級	<u>看護主任の職務</u>
4級	<u>副看護師長の職務</u>
5級	<u>看護師長の職務</u>
略	

務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

別表第10 医療職給料表級別標準職務表(第3条関係)

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3級	<u>1 困難な業務を行う准看護師の職務</u> <u>2 相当困難な業務を行う助産師又は看護師の職務</u> <u>3 看護師長の職務</u>
4級	<u>1 特に困難な業務を行う准看護師の職務</u> <u>2 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務</u> <u>3 相当困難な業務を行う看護師長の職務</u>
5級	<u>困難な業務を行う看護師長の職務</u>
略	

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第10を別表第11とし、別表第6から別表第9までを1表ずつ繰り下げ、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,400	215,300	258,300	313,600	356,300
	2	141,700	217,000	260,100	316,100	358,800
	3	143,000	218,700	261,900	318,600	361,300
	4	144,300	220,400	263,700	321,100	363,800
	5	145,400	221,900	265,300	323,600	366,300
	6	146,900	223,600	267,300	326,100	369,500
	7	148,400	225,300	269,300	328,600	372,700
	8	149,900	227,000	271,300	331,100	375,900
	9	151,200	228,700	273,400	333,600	378,900
	10	152,700	230,500	276,200	336,100	382,000
	11	154,200	232,300	279,000	338,600	385,100
	12	155,700	234,100	281,800	341,100	388,200
	13	157,100	235,900	284,700	343,600	391,200
	14	158,800	237,700	287,600	346,100	394,000
	15	160,500	239,500	290,500	348,600	396,800
	16	162,200	241,300	293,400	351,100	399,600
	17	163,800	243,200	296,200	353,600	402,500
	18	165,700	245,300	298,900	356,100	404,600
	19	167,600	247,400	301,600	358,600	406,700
	20	169,500	249,500	304,300	361,100	408,800
	21	171,200	251,400	306,900	363,600	410,700
	22	173,000	253,300	308,800	366,000	412,700
	23	174,800	255,200	310,700	368,400	414,700
	24	176,600	257,100	312,600	370,800	416,700
	25	179,200	259,100	314,400	373,300	418,500
	26	181,400	261,100	316,300	375,700	420,300
	27	183,600	263,100	318,200	378,100	422,100
	28	185,800	265,100	320,100	380,500	423,900
	29	187,900	266,900	321,800	382,700	425,500
	30	189,800	268,800	323,600	384,900	427,200
	31	191,700	270,700	325,400	387,100	428,900
	32	193,600	272,600	327,200	389,300	430,600
	33	195,400	274,300	328,800	391,400	432,200
	34	197,000	275,900	330,400	393,200	433,500
	35	198,600	277,500	332,000	395,000	434,800
	36	200,200	279,100	333,600	396,800	436,100
	37	201,800	280,700	335,300	398,700	437,500
	38	203,400	282,200	336,900	400,200	438,500
	39	205,000	283,700	338,500	401,700	439,500
	40	206,600	285,200	340,100	403,200	440,500
	41	208,200	286,800	341,600	404,500	441,400
	42	209,600	288,300	343,100	405,900	442,200
	43	211,000	289,800	344,600	407,300	443,000
	44	212,400	291,300	346,100	408,700	443,800
	45	213,600	292,900	347,700	410,200	444,500
	46	215,100	294,300	349,100	411,600	445,200
	47	216,600	295,700	350,500	413,000	445,900
	48	218,100	297,100	351,900	414,400	446,600
	49	219,500	298,500	353,200	415,800	447,300
	50	221,000	299,800	354,700	416,700	448,000
	51	222,500	301,100	356,200	417,600	448,700
	52	224,000	302,400	357,700	418,500	449,400
	53	225,500	303,800	359,100	419,200	450,100
	54	227,100	304,900	360,500	419,800	450,800
	55	228,700	306,000	361,900	420,400	451,500
	56	230,300	307,100	363,300	421,000	452,200
	57	231,700	308,200	364,500	421,600	452,900
	58	233,300	309,300	365,800	422,200	453,600
59	234,900	310,400	367,100	422,800	454,300	

60	236,500	311,500	368,400	423,400	455,000
61	238,000	312,500	369,600	424,000	455,600
62	239,500	313,600	370,200	424,600	456,300
63	241,000	314,700	370,800	425,200	457,000
64	242,500	315,800	371,400	425,800	457,700
65	243,800	316,700	371,800	426,400	458,200
66	245,300	317,600	372,300	427,000	458,900
67	246,800	318,500	372,800	427,600	459,600
68	248,300	319,400	373,300	428,200	460,300
69	249,800	320,300	373,900	428,900	460,800
70	251,300	321,000	374,400	429,500	461,500
71	252,800	321,700	374,900	430,100	462,200
72	254,300	322,400	375,400	430,700	462,900
73	255,900	322,900	376,000	431,400	463,400
74	257,400	323,500	376,500	432,000	
75	258,900	324,100	377,000	432,600	
76	260,400	324,700	377,500	433,200	
77	261,700	325,400	378,100	433,900	
78	263,100	326,000	378,600	434,600	
79	264,500	326,600	379,100	435,300	
80	265,900	327,200	379,600	436,000	
81	267,200	327,800	380,200	436,500	
82	268,600	328,200	380,700	437,200	
83	270,000	328,600	381,200	437,900	
84	271,400	329,000	381,700	438,600	
85	272,700	329,500	382,300	439,100	
86	274,000	329,900	382,800	439,800	
87	275,300	330,300	383,300	440,500	
88	276,600	330,700	383,800	441,200	
89	278,000	331,100	384,400	441,700	
90	279,200	331,500	384,900		
91	280,400	331,900	385,400		
92	281,600	332,300	385,900		
93	282,600	332,500	386,500		
94	283,500	332,900	387,000		
95	284,400	333,300	387,500		
96	285,300	333,700	388,000		
97	286,300	333,900	388,600		
98	287,000	334,300	389,100		
99	287,700	334,700	389,600		
100	288,400	335,100	390,100		
101	289,000	335,300	390,700		
102	289,600	335,600			
103	290,200	335,900			
104	290,800	336,200			
105	291,500	336,600			
106	292,100	336,900			
107	292,700	337,200			
108	293,300	337,500			
109	293,900	337,800			
110	294,400	338,100			
111	294,900	338,400			
112	295,400	338,700			
113	295,800	338,900			
114	296,200				
115	296,600				
116	297,000				
117	297,200				
118	297,600				
119	298,000				
120	298,400				
121	298,600				
122	299,000				
123	299,400				
124	299,800				

	125	300,300				
	126	300,600				
	127	300,900				
	128	301,200				
	129	301,600				
再任用職員		229,000	235,000	284,200	326,400	356,300

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12 海事職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	1 大型船舶の二等航海士若しくは二等機関士（以下「二等航海士等」という。）又は乗組員の職務 2 中型船舶の航海士、機関士又は通信士（以下「航海士等」という。）の職務 3 小型船舶の機関士の職務
2級	1 大型船舶の相当困難な業務を処理する二等航海士等又は各長若しくは高度の技能又は経験を必要とする乗組員の職務 2 中型船舶の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務 3 小型船舶の船長又は機関長の職務
3級	1 大型船舶の一等航海士、一等機関士若しくは通信長（以下「一等航海士等」という。）又は困難な業務を処理する二等航海士等若しくは各長の職務 2 中型船舶の船長、機関長又は士長の職務 3 小型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務
4級	1 大型船舶の機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務 2 中型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務
5級	大型船舶の船長の職務

備考

- この表において「大型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶をいう。
- この表において「中型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶をいう。
- この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶をいう。
- この表において「各長」とは甲板長、操機長、司ちゅう長又は冷凍長を、「乗組員」とは甲板員、操舵手、操機手、機関員又は司ちゅう員をいう。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分

を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>海上危険業務手当</u></p> <p>(7)～(23) 略</p> <p>(海上危険業務手当)</p> <p>第8条 <u>海上危険業務手当</u>は、職員が<u>漁業取締船、水産試験船又は実習船</u>に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において<u>次に掲げる業務</u>(以下「<u>海上危険業務</u>」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>注意報及び警報</u>(<u>気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条又は第5条に規定する注意報及び警報をいう。以下「警報等」という。</u>)のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視(第13条に規定する取締等業務手当に係るものを除く。)、<u>試験調査、実習又は講習のための航海の業務</u></p> <p>(2) <u>日没時から日出時までの間</u>において行われる<u>試験調査、実習又は講習の業務</u>(船室内で行われるものを除く。)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる業務に相当すると人事委員会</u>が認める業務</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が<u>海上危険業務</u>に従事した日1日につき600円とする。</p> <p>(夜間定時制業務兼務手当)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>航海手当</u></p> <p>(7)～(23) 略</p> <p>(航海手当)</p> <p>第8条 <u>航海手当</u>は、職員が<u>水産試験船又は実習船</u>に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において行う<u>試験調査、実習又は講習のための航海業務</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が<u>業務</u>に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>その実施に泊を伴わない業務</u> 300円</p> <p>(2) <u>その実施に泊を伴う業務</u> 600円</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合における第1項の手当の額は、前項各号に定める額にその額の100分の100に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>(1) <u>日没時から日出時までの間</u>において行われる業務(船室内で行われるものを除く。)</p> <p>(2) <u>注意報及び警報</u>(<u>気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条又は第5条に規定する注意報及び警報をいう。以下「警報等」という。</u>)のうち、航海業務において危険と認められるものが行われている期間に行われる業務</p> <p>(夜間定時制業務兼務手当)</p>



第9条 夜間定時制業務兼務手当は、全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員が本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間において授業を行う定時制課程の授業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、授業1時間につき600円とする。

( 狂犬病予防等業務手当 )

第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。

(1) 略

(2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による野犬等（同条第4項において準用する場合にあつては、犬、ねこその他人事委員会が認める動物）の殺処分業務

2 略

( 教員特殊業務手当 )

第23条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 600円

イ 2時間以上3時間未満 1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1,800円

エ 4時間以上5時間未満 2,400円

第9条 夜間定時制業務兼務手当は、教育職員が全日制課程の授業と夜間において授業を行う定時制課程の授業とを兼務したときに支給する。

2 前項の手当の額は、授業1時間につき830円とする。

( 狂犬病予防等業務手当 )

第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。

(1) 略

(2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項の規定による野犬等の殺処分業務

2 略

( 教員特殊業務手当 )

第23条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 1時間につき600円

イ 2時間以上3時間未満 1時間につき1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1時間につき1,800円

エ 4時間以上5時間未満 1時間につき2,400円

<p>オ 5時間以上6時間未満 3,000円</p> <p>カ 6時間以上 3,600円</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>円</p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>1時間につき3,000円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>1時間につき3,600円</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特</u>地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特</u>地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。</p> <p>(<u>特</u>地勤務手当等)</p> <p><u>第5条の2 特</u>地勤務手当は、生活の著しく不便な地に所在する公署として知事が定めるもの(以下「<u>特</u>地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。</p> <p><u>2 職員が住居を移転した場合(知事が定める場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特</u>地公署又は知事が定めるこれらに準ずる公署(以下「<u>準</u>特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、知事が定める期間、<u>特</u>地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p><u>3 新たに特</u>地公署又は<u>準</u>特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員で知事が定める期間内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転し</p>

<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p><u>第5条の2 職員が住居を移転した場合(知事が定める場合に限る。)</u>において、当該移転の直後に勤務する公署が生活の不便な地に所在する公署として知事が定めるもの(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、知事が定める期間、<u>特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>新たに準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員で知事が定める期間内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u></p>	<p><u>たものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u></p>
--	--

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)</u>、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(特地勤務手当等)</u></p> <p><u>第7条の2 特地勤務手当は、生活の著しく不便な地に所在する事務所として企業管理規程で定めるもの</u></p>

<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第7条の2 職員が住居を移転した場合(企業管理規程で定める場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する事務所が生活の不便な地に所在する事務所として企業管理規程で定めるもの(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員に対して、企業管理規程で定める期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>2 新たに準特地事務所に該当することとなった事務所に勤務する職員で企業管理規程で定める期間内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p>	<p>(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員に対して支給する。</p> <p>2 職員が住居を移転した場合(企業管理規程で定める場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する事務所が特地事務所又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員に対して、企業管理規程で定める期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>3 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に勤務する職員で企業管理規程で定める期間内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p>
--	---

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)を加える。

改正後	改正前

<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第29条 第1章に定めるもののほか、外国旅行の旅費については、<u>国家公務員の外国旅行の旅費(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第6条第16項に規定する旅行手当を除く。)</u>の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第30条 削除</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 <u>外国旅行のうち第30条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第29条 第1章に定めるもののほか、外国旅行(次条に規定する旅行を除く。)の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(旅行手当)</p> <p>第30条 <u>第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち当該旅行の性質上旅行手当を支給すべきものとして人事委員会規則で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。</u></p>
--	--

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項、別表及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項、別表及び別表の細目の表示並びに追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を

当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。 ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第24項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(主任等に係る職務の級の特例)</p> <p>9 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務(同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間(以下この項及び附則第19項において「移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(平成18年4月1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。)とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>10～12 略</p> <p>13 <u>附則第9項本文に規定する職員(公安職給料表の適用を受ける職員に限る。)のうち、第2切替日の前日における職務の級が4級であり、かつ、第2切替日におけるその職務が主任の職務であるものの第2切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じ、附則別表第6の新号給の欄に定める号給とする。</u></p> <p>(主任等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>14 附則第11項本文に規定する職員のうち附則第12項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。 ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第23項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(主任等に係る職務の級の特例)</p> <p>9 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務(同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間(以下この項及び附則第18項において「移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(平成18年4月1日以後において、同表に暫定級の定めのある職員にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。)とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>10～12 略</p> <p>(主任等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>13 附則第11項本文に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失す</p>

を失することとなるとして人事委員会が定めるもの及び前項に規定する職員のうち同項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定めるものの号給は、人事委員会が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

15 前3項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16 附則第12項から第14項までの規定の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)の給料月額については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

17 第2切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員の給料月額については、任用の事情等を考慮して附則第15項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

18 略

(休職者等の特例)

19 略

20 附則第12項から第14項までの規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第12項及び第13項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と

ることとなるとして人事委員会が定めるものの号給は、人事委員会が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

14 附則第12項又は前項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項から附則第16項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15 附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)の給料月額については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

16 第2切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員の給料月額については、任用の事情等を考慮して附則第14項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

17 略

(休職者等の特例)

18 略

19 附則第12項及び第13項の規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第12項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日

と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

21 前項の規定により準用される附則第12項から第14項までの規定の適用を受ける職員（附則第19項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

22 附則第16項及び第18項の規定は、附則第19項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

23 略

（職員が受けていた号給等の基礎）

24 附則第5項から前項まで（附則第15項から第18項まで、第21項及び第22項を除く。）の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第3条及び第4条の規定による改正前の給与条例又は14年改正給与条例附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（人事委員会への委任）

25 略

附則別表第4（附則第11項関係）

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	3級から5級まで	2級
	看護主任の職務	4級及	3級

の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

20 前項の規定により準用される附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第18項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

21 附則第15項及び第17項の規定は、附則第18項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

22 略

（職員が受けていた号給等の基礎）

23 附則第5項から前項まで（附則第14項から第17項まで、第20項及び第21項を除く。）の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第3条及び第4条の規定による改正前の給与条例又は14年改正給与条例附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（人事委員会への委任）

24 略

附則別表第4（附則第11項関係）

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	5級	4級



		び5級	
	副看護師長の職務	5級	4級

附則別表第5（附則第12項関係）

ア～オ 略

--	--	--	--

附則別表第5（附則第12項関係）

ア～オ 略

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号 給	職員の区分	
	第2切替日の前日 における職務が技 幹である者以外の 者	第2切替日の前日 における職務が技 幹である者
29	45	
30	46	
31	47	
32	48	
33	49	
34	50	
35	51	
36	52	
37	53	
38	54	
39	55	
40	56	
41	57	
42	58	
43	59	
44	60	
45	61	
46	62	
47	63	
48	64	
49	65	
50	66	
51	67	
52	68	
53	69	
54	70	
55	71	
56	72	
57	73	89
58	74	90
59	75	91
60	76	92
61	77	93
62	78	94

63	79	95
64	80	96
65	81	97
66	82	98
67	83	99
68	84	100
69	85	101
70	86	101
71	87	102
72	88	103
73	89	104
74	90	105
75	91	105
76	92	105
77	93	106
78	94	107
79	95	108
80	96	109
81	97	109
82	98	109
83	99	109
84	100	109
85	103	110
86	104	111
87	105	112
88	105	113
89	109	113
90	109	113
91	109	113
92	109	113
93	人事委員会規則で定める号給	113

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

(ア) 准看護師以外の職員

旧号給	職員の区分					
	旧級 が3 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2	旧級 が4 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2	旧級 が4 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が3	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が3	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が4

	級と なる もの	級と なる もの	級と なる もの	級と なる もの	級と なる もの	級と なる もの
7	27					
8	28					
9	29					
10	30					
11	33					
12	34					
13	35					
14	36					
15	37					
16	38					
17	41					
18	42					
19	43					
20	43					
21	43					
22	44					
23	45					
24	46					
25	47					
26	48					
27	49					
28	50					
29	51			77	55	45
30	52			78	56	46
31	53			79	57	47
32	54	67	45	80	58	48
33	55	67	45	81	59	49
34	56	67	45	82	60	50
35	57	67	45	83	61	51
36	58	67	45	84	62	52
37	59	67	45	85	63	53
38	60	68	46	86	64	54
39	61	69	47	87	65	55
40	62	70	48	88	66	56
41	63	73	51	89	67	57
42	64	74	52	90	68	58
43	65	75	53	91	69	59
44	66	76	54	92	70	60
45	67	77	55	93	71	61
46	68	78	56	94	72	62
47	69	79	57	95	73	63
48	70	80	58	96	74	64

49	71	81	59	97	75	65
50	72	82	60	98	76	66
51	73	83	61	99	77	67
52	74	84	62	100	78	68
53	75	85	63	101	79	69
54	76	86	64	102	80	70
55	77	87	65	103	81	71
56	78	88	66	104	82	72
57	79	89	67	105	83	73
58	80	90	68	106	84	74
59	81	91	69	107	85	75
60	82	92	70	108	86	76
61				109	87	77
62				110	88	78
63				111	89	79
64				112	90	80
65				113	91	81
66				114	92	82
67				115	93	83
68				116	94	84
69				117	95	85
70				118	96	86
71				119	97	87
72				120	98	88
73				121	99	89
74				122	100	90
75				123	101	91
76				124	102	92
77				125	103	93
78				126	104	94
79				127	105	95
80				128	106	96
81				129	107	97
82				130	108	98
83				131	109	99
84				132	110	100
85				135	113	103
86				136	114	104
87				137	115	105
88				138	116	105
89				143	121	109
90				144	121	109
91				145	121	109
92				146	122	109
93				人事	人事	人事

			委員 会規 則で 定め る号 給	委員 会規 則で 定め る号 給	委員 会規 則で 定め る号 給
--	--	--	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

(イ) 准看護師

旧号給	職員の区分					
	旧級 が3 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2 級と なる もの	旧級 が4 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2 級と なる もの	旧級 が4 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が3 級と なる もの	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が2 級と なる もの	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が3 級と なる もの	旧級 が5 級で あっ た職 員で あっ て、 新級 が4 級と なる もの
57				121	99	89
58				122	100	90
59				123	101	91
60				124	102	92
61				125	103	93
62				126	104	94
63				127	105	95
64				128	106	96
65				129	107	97
66				130	108	98
67				131	109	99
68				132	110	100
69		101	79	132	110	100
70		102	80	133	111	101
71		103	81	134	112	102
72		104	82	135	113	103
73		105	83	136	114	104
74		106	84	137	115	105
75		107	85	138	116	105
76		108	86	139	117	105
77	99	109	87	140	118	106
78	100	110	88	141	119	107
79	101	111	89	142	120	108
80	102	112	90	143	121	109

81	103	113	91	144	121	109
82	104	114	92	145	121	109
83	105	115	93	146	122	109
84	106	116	94	147	123	109
85	107	117	95	149	125	112
86	108	118	96	149	125	113
87	109	119	97	150	125	113
88	110	120	98	151	125	113
89	111	121	99	153	129	113
90	112	122	100	153	129	113
91	113	123	101	154	129	113
92	114	124	102	155	129	113
93	115	125	103	人事 委員 会規 則で 定め る号 給	129	113
94	116	126	104			
95	117	127	105			
96	118	128	106			
97	119	129	107			
98	120					
99	121					
100	122					
101	123					
102	124					
103	125					
104	126					
105	127					
106	128					
107	129					
108	130					
109	131					
110	132					
111	133					
112	134					
113	135					

備考 略

備考 略

附則別表第6（附則第13項関係）

旧号給	新号給
77	69
78	70
79	71

80	72
81	75
82	76
83	77
84	77
85	78
86	78
87	79
88	79
89	80
90	80
91	81
92	82
93	83
94	84
95	85
96	86
97	87
98	88
99	89
100	90
101	91
102	92
103	93
104	94
105	95
106	96
107	97
108	98
109	99
110	100
111	101
112	102
113	103
114	104
115	105
116	105
117	107
118	107
119	108
120	108
121	111
122	112
123	113
124	113

125	人事委員会規則で定め る号給	
附則別表第7（附則第15項関係） 略		附則別表第6（附則第14項関係） 略

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
附 則 第1条～第7条 略 第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与と条例第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、 <u>給与と条例第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u> 第9条～第18条 略	附 則 第1条～第7条 略 第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与と条例 <u>第11条の6及び</u> 第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、 <u>これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u> 第9条～第18条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（海事職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日（以下この項から附則第4項までにおいて「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において海事職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じて附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。

（海事職給料表の適用を受けることとなる職員の号給等の切替え）

3 前項の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（海事職給料表の適用を受けることとなる職員のうち切替日前の異動者の号給の調整）

4 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定める職員の切替日における号給は、人事委員会の定めるところにより、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。

（旅行手当に関する経過措置）

5 第6条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行



から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(この条例の施行に関し必要な事項)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1(附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	
6 級	5 級

附則別表第2(附則第3項関係)

旧号給 \ 旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	11	7	7	7	15	11
2	12	8	8	8	16	12
3	13	9	9	9	17	13
4	14	10	10	10	18	14
5	15	11	11	11	19	15
6	16	12	12	12	20	16
7	17	13	13	13	21	17
8	18	14	14	14	22	18
9	19	15	15	15	23	19
10	20	16	16	16	24	20
11	21	17	17	17	25	21
12	22	18	18	18	26	22
13	23	19	19	19	27	23
14	24	20	20	20	28	24
15	25	21	21	21	29	25
16	26	22	22	22	30	26
17	27	23	23	23	31	27
18	28	24	24	24	32	28
19	29	25	25	25	33	29
20	30	26	26	26	34	30
21	31	27	27	27	35	31
22	32	28	28	28	36	32
23	33	29	29	29	37	33
24	34	30	30	30	38	34
25	35	31	31	31	39	35
26	36	32	32	32	40	36
27	37	33	33	33	41	37
28	38	34	34	34	42	38
29	39	35	35	35	43	39
30	40	36	36	36	44	40
31	41	37	37	37	45	41

32	42	38	38	38	46	42
33	43	39	39	39	47	43
34	44	40	40	40	48	44
35	45	41	41	41	49	45
36	46	42	42	42	50	46
37	47	43	43	43	51	47
38	48	44	44	44	52	48
39	49	45	45	45	53	49
40	50	46	46	46	54	50
41	51	47	47	47	55	51
42	52	48	48	48	56	52
43	53	49	49	49	57	53
44	54	50	50	50	58	54
45	55	51	51	51	59	55
46	56	52	52	52	60	56
47	57	53	53	53	61	57
48	58	54	54	54	62	58
49	59	55	55	55	63	59
50	60	56	56	56	64	60
51	61	57	57	57	65	61
52	62	58	58	58	66	62
53	63	59	59	59	67	63
54	64	60	60	60	68	64
55	65	61	61	61	69	65
56	66	62	62	62	70	66
57	67	63	63	63	71	67
58	68	64	64	64	72	68
59	69	65	65	65	73	69
60	70	66	66	66	74	70
61	71	67	67	67	75	71
62	72	68	68	68	76	72
63	73	69	69	69	77	73
64	74	70	70	70	78	73
65	75	71	71	71	79	73
66	76	72	72	72	80	73
67	77	73	73	73	81	73
68	78	74	74	74	82	73
69	79	75	75	75	83	73
70	80	76	76	76	84	73
71	81	77	77	77	85	73
72	82	78	78	78	86	73
73	83	79	79	79	87	73
74	84	80	80	80	88	
75	85	81	81	81	89	
76	86	82	82	82	89	

77	87	83	83	83	89	
78	88	84	84	84	89	
79	89	85	85	85	89	
80	90	86	86	86	89	
81	91	87	87	87	89	
82	92	88	88	88	89	
83	93	89	89	89	89	
84	94	90	90	89	89	
85	95	91	91	89	89	
86	96	92	92	89		
87	97	93	93	89		
88	98	94	94	89		
89	99	95	95	89		
90	100	96	96	89		
91	101	97	97	89		
92	102	98	98	89		
93	103	99	99	89		
94		100	100			
95		101	101			
96		102	101			
97		103	101			
98		104	101			
99		105	101			
100		106	101			
101		107	101			
102		108	101			
103		109	101			
104		110	101			
105		111	101			
106		112	101			
107		113	101			
108		113	101			
109		113	101			
110		113	101			
111		113	101			
112		113	101			
113		113	101			
114		113	101			
115		113	101			
116		113	101			
117		113	101			
118		113				
119		113				
120		113				
121		113				

122		113				
123		113				
124		113				
125		113				